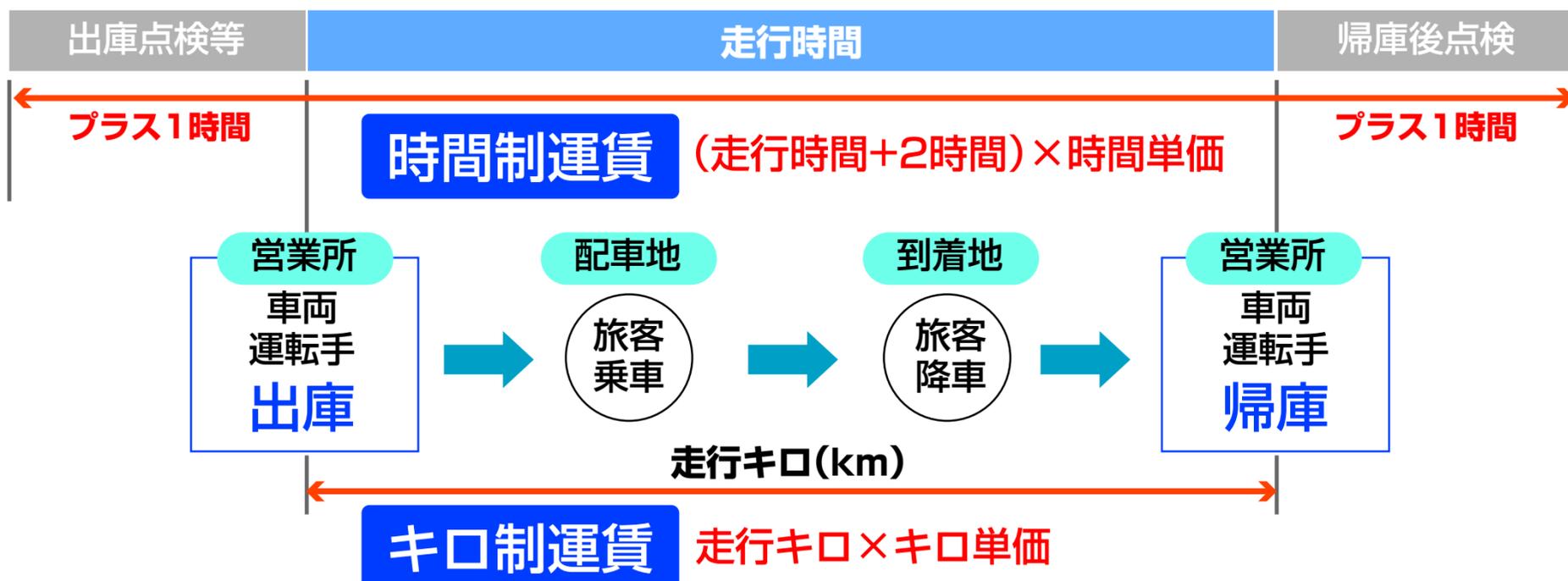


# バス運賃・料金・実費

## ① 運賃は「時間制運賃」と「キロ制運賃」の合算額です。



※3時間以内の走行時間の場合(最低運賃)→(3時間+2時間)×時間単価+キロ制運賃で計算

### ■ 公示運賃の考え方

- ① 運輸局単位で車種ごとに「基準額」を設定する。
- ② 基準額の上限30%以内で上限額を設定し、下限の10%以内で下限額を設定する。
- ③ 上限額と下限額を「公示運賃」と定め、バス会社は原則としてこの範囲内で季節性に応じて、時間制とキロ制の運賃を決定する。

### 平成26年4月からの公示運賃(税別)

	車種	上限額	下限額
時間制運賃 (1時間当り)	大型車	¥7,680	¥5,310
	中型車	¥6,480	¥4,490
	小型車	¥5,560	¥3,850
キロ制運賃 (1km当り)	大型車	¥170	¥120
	中型車	¥150	¥100
	小型車	¥120	¥80

※関東運輸局の例

## ② 料金には3つの種類があります。

### ① 交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用されます。  
交替運転者配置料金は上限額及び下限額の範囲内で適用されます。

### ② 深夜早朝運行料金

深夜22時～翌朝5時の間に点検等の時間及び走行する時間が生じた際に適用されます。

### ③ 特殊車両割増料金

事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図るための料金です。標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両で(特殊車両購入価格÷座席数) > (標準的車両購入価格÷座席数)が70%以上高額となる場合のみ適用されます。

料金		上限額	下限額
交替運転者 配置料金	キロ制運賃 (1km当り)	¥40	¥30
	時間制運賃 (1時間当り)	¥3,080	¥2,130
深夜早朝運行料金	時間制運賃及び 交替運転者配置料金 (時間制料金)の2割増以内		
特殊車両割増料金	運賃の5割増以内		

※関東運輸局の例

## ③ 運賃・料金以外は「実費」となります。

利用者の求めにより運賃・料金以外の経費が発生した場合は、その実費を負担していただきます。  
例) 有料道路利用料、駐車料、乗務員宿泊料など。